

第 3 1 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年12月25日(水)

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時19分

第31回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 会長提出議案上程

議案第163号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第164号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第165号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第166号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第167号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第155号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第156号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第157号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第158号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第159号 農業用施設用地に供する届出について

第 7 協議事項

第 8 農政問題に対する質疑・応答

第 9 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	6 番	柴 崎	行 雄 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君	18 番	奈 良	晴 夫 君

欠席委員 3名

5 番	川 鍋	優 君	7 番	高 橋	眞 一 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君			

推進委員

久喜 1	平 林	勝 博 君	久喜 3	阿 部	文 雄 君
久喜 4	齋 藤	イ ツ 子 君	久喜 6	石 井	幸 宏 君
菖蒲 10	石 井	松 江 君			

事務局

事務局長	田 中	智 也	副主幹 兼係長	村 田	直 洋
主 任	松 田	知 也	主 事	横 山	玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第31回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、5番、川鍋委員、7番、高橋委員、12番、坂巻委員より欠席の連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長より挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。14番、野口委員、15番、籠宮委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、経過報告ですが、今月は新たな経過報告はございません。農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第163号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第4、議案第163号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第163号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の4ページ、5ページ、申請書番号242319、譲受人は桶川市在住の方、譲渡人は北本市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑11筆、廃川敷3筆、田13筆、合計1万6,987平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を214アール耕作しており、取得後につきましては、水稻及び野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。12月20日に坂巻委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

申請書番号242319、資料の1-1から1-3を御覧になってください。場所なのですけれども、主要地方道行田蓮田線の上栢間のセブンイレブンがありますけれども、それから鴻巣方面に向かって、昔プールがあった反対側の道沿いの11か所、17筆となります。農地の状況なのですけれども、資料1-1をまず御覧になってください。7枚に分かれている細長いところがあると思うのですけれども、ここはちょっと草が生えておりました。道を挟んで反対側のまた細長くなっているところはブロッコリーが作付されておりました。昔プールのあったところの周りなのですけれども、楕円形になっているところは作付して耕されている状態でした。ずっとこの1-1の資料の下のほうに行くと、四角い畑があると思うのですけれども、これも草が生えている状態でした。

続きまして、資料1—2番なのですけれども、こちらは上から細長いところは、稲作した跡がありました。左、蓮田線の近くです。こちらにも稲作の跡がありました。住宅の周りは、三角形みたいなものが放棄地となっていて、こちらの周りは作付がされていませんでした。

続きまして、資料1—3番のところは両方とも草が生えている状態でした。売買ということで、前の所有者が多分作付していなかった状態だと思うのですけれども、この譲受人のほうは、トラクター3台、田植機2台、コンバイン1台、農業用自動車4台、草刈り機4台所有してまして、ほかのところはきれいに耕作されているので、今後改善される見込みがあると判断します。

以上となります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの大澤委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第163号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案164号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第164号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局から説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第164号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の7ページ、申請書番号243508、譲受人は東京都中央区に本社を置く、薬局の経営等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、島川在住の方となっております。土地の表示につきましては、島川地内の畑1筆、34平米でございます。

申請の内容につきましては、賃借権設定によります薬局建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。したがって、原則、許可とならない区域でございますが、隣接する土地と同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものということで、許可の例外に該当するものでございます。当該申請地の北側に、令和5年11月に診療所が開院しましたが、周囲1キロメートル圏内に薬局がないため、診療所や患者から付近に薬局をつくってほしいとの要望があり、薬局建築を計画していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人の同意が得られたことから、当該申請地へ薬局建築をすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号243509、譲受人、譲渡人ともに新井在住の方となっております。土地の表示につきましては、新井地内の田1筆、497平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。

農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。したがって、原則、許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして許可の例外に該当するものでございます。

譲受人は、現在実家にて両親と生活をしておりますが、このたび結婚をし、家財道具が増え、将来子供ができたときに、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家の隣地である当該申請地へ分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○18番（奈良晴夫君） 18番、奈良でございます。

12月23日に現地調査を行いました。まず、申請書番号243508、資料番号2です。申請地は、島川橋から北西へ100メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側は市道、東側は雑種地、南、西側は農地です。被害防除についてですけれども、排水は合併浄化槽を設置し、申請地北側の道路側溝へ接続し、雨水は宅地内浸透として、ブロック塀を設置することにより、周囲の農地へ被害を及ぼすことはないと思われま。

続いて、申請書番号243509、資料番号3でございます。申請地は、久喜市八甫浄水場から、中川を挟み北へ400メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側は農地、東、南側は市道、西側は宅地です。被害防除についてですけれども、排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ接続して、また周囲へ擁壁とフェンスを設置することにより、周辺農地へ被害を及ぼすことはないと思われま。

以上の2点について、申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの奈良委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第164号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案165号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第165号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第165号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の9ページ、今月、計画変更が1件提出されております。申請書番号730番、土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑1筆、377平米でございます。こちらの対象地につきましては、平成4年5月に事業目的を分家住宅の建築とした、農地法第5条の許可を受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に分家住宅を建築する予定でしたが、その後、状況が変わり、当該申請地に分家住宅を建てないまま、現在に至っているとのことでございます。そのため申請地の状況は、現在も農地となっておりますが、今回分家住宅の建築を予定している方が、事業計画の承継者として計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意で重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要がないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第165号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第166号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第166号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第166号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の11ページから17ページまでになります。今月41件の申出を受けておりました、うち新規案件18件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、11ページ、申請書番号、久喜40番、41番、譲受人が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、上清久地内の田2筆、合計746平米でございます。借手、貸手ともに上清久在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜48番、利用権を設定する農地は、原地内の田2筆、合計845平米でございます、借手は江面に住所を置く法人、貸手は原在住の方となっております。設定する利用権は、貸借権の設定、水稲作付3年間、賃借料は反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、久喜49番、利用権を設定する農地が下早見地内の田3筆、合計4,889平米でございます、借手、貸手ともに下早見在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているも

のでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号、久喜53番、利用権を設定する農地が六万部ほか地内の梨畑2筆、合計1,656平米でございまして、借手は原在住の方、貸手は上清久在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、梨作付10年間、賃借料は反当たり2万円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜55番、利用権を設定する農地が上清久地内の田3筆、合計3,093平米でございまして、借手、貸手ともに上清久在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、14ページ、15ページ、申請書番号、久喜63番、利用権を設定する農地は除堀地内の畑15筆、合計1万2,016平米でございまして、借手は原に住所を置く法人、貸手は除堀在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑30年間、賃借料は15筆まとめて30万円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜64番、利用権を設定する農地が所久喜地内の田5筆、合計4,772平米でございまして、借手、貸手ともに所久喜在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻作付5年間、賃借料が反当たり玄米30キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、15ページ、16ページ、申請書番号、菖蒲77番、79番、譲受人が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、田3筆、合計3,753平米でございまして、借手は菖蒲町菖蒲在住の方、貸手は菖蒲町菖蒲ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋18番、利用権を設定する農地が佐間地内の田1筆、2,628平米でございまして、借手は佐間在住の方、貸手は吉羽在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、16ページ、17ページ、申請書番号、鷲宮22番から28番までは譲受人が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が中妻地内の田13筆、合計1万9,049平米でございまして、借手は中妻在住の方、貸手は中妻ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権ほかの設定、水稻作付11年間ほか賃借料、反当たり玄米30キログラムほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて127筆、11万3,460平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思います。

初めに、久喜40番、41番及び久喜55番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いします。

○久喜1（平林勝博君） 平林です。

今回利用権を設定する農地の借手の方、上清久にお住まいの方で、かなり親子でやっております。ここに記載されているように177アールです。農機具についても、乾燥機含めトラクター2台など大々的にやっておりますので、農地に関する問題はないと思っています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜48番、49番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員よりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしくお願いします。

まず、48番の件についてですけれども、この方は、久喜市江面にお住まいの法人の方です。現在は1.4ヘクタール耕作して、全て良好に管理されています。地域の間でも、中心となり得る担い手として営農活動をしております。

次に、49番の件ですが、これは久喜市下早見にお住まいの農業委員をされている方です。現在は水稲8.1ヘクタール耕作しており、全て良好に管理されております。農業委員としての信頼も厚く、地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をしております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜53番及び63番の借手につきましては、久喜6地区の石井推進委員よりお願いします。

○久喜6（石井幸宏君） 久喜6地区の石井と申します。

久喜53番についてご説明いたします。今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市原にお住まいの方で、現在は梨を1万3,000平米耕作しております。全て良好に管理されております。担い手として営農活動を順調にされている方です。よろしくお願いします。

次に、久喜63番、今回こちらの方、利用する農地の借手の方は、こちらも原にお住まいの方で法人さんです。現在は、梨、イチジク等を1万2,000平米耕作されており、良好に管理されております。地域の中心となる担い手として、営農活動を今後もされていくと思っておりますので、よろしくお願いします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜64番の借手につきましては、久喜3地区の阿部推進委員よりお願いします。

○久喜3（阿部文雄君） 久喜3、推進委員の阿部でございます。

久喜64番のところの説明をいたします。今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市所久喜にお住まいの方で、現在4町歩強の水稲をやっております。今回借りるのが農地ということで、ここは全部水稲をやりますので、地域の中心となって頑張っております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲77番及び79番の借手につきましては、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 菖蒲77番、79番の方でございますが、菖蒲町菖蒲にお住まいの方で、現在75アール耕作しており、良好に耕作管理されております。また、地域の中心となる担い手として活動していると、推進委員のほうから報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋18番の借手につきましては、奈良委員よりお願いします。

○18番（奈良晴夫君） 栗橋18番についてご説明をいたします。今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市の佐間にお住まいの方です。現在は水稲167アールを耕作しており、全て良好に管理がされております。また、久喜市農業委員会の推進委員として、現在3期目を務めております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷺宮22番から28番までの借手につきましては、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 鷺宮22番から28番の方でございますが、中妻にお住まいの方で、現在128アール耕作しており、全て良好に耕作管理されており、また地域の中心となる担い手として活動されていると、推進委員のほうか

ら報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第166号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第167号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第167号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

なお、久喜8番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第167号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の19ページから46ページまでになります。

初めに、19ページ、20ページ、久喜の4番、設定を受ける農地が六万部地内の田10筆、畑7筆、合計1万4,635平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、20ページから22ページまで、久喜の5番、設定を受ける農地が六万部地内の田36筆、畑11筆、合計3万3,717平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、23ページ、久喜6番、設定を受ける農地が六万部地内の田7筆、畑4筆、合計5,980平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、23ページから25ページまで、久喜の7番、設定を受ける農地が六万部地内の田19筆、畑3筆、合計1万8,962平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、25ページから28ページまで、久喜の9番、設定を受ける農地が六万部ほか地内の田40筆、畑8筆、合計3万7,760平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、28ページから33ページまで、久喜の10番、設定を受ける農地が所久喜地内の田58筆、畑20筆、合計5万8,030.87平米でございまして、所久喜在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、久喜11番、設定を受ける農地が六万部地内の田11筆、合計6,633平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、33ページ、34ページ、久喜12番、設定を受ける農地が所久喜ほか地内の田7筆、合計5,616平米でござ

いまして、本町6丁目在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜13番、設定を受ける農地が六万部地内の田8筆、合計5,076平米でございまして、北青柳在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、34ページから38ページまで、久喜14番、設定を受ける農地が所久喜地内の田40筆、畑16筆、合計4万1,082.50平米でございまして、所久喜在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、久喜15番、設定を受ける農地が六万部地内の田3筆、畑1筆、合計2,388平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、久喜16番、設定を受ける農地が六万部地内の田6筆、合計3,490平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、38ページから40ページまで、久喜17番、設定を受ける農地が六万部地内の田18筆、畑2筆、合計1万8,813平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、久喜18番、設定を受ける農地が六万部地内の田10筆、合計7,147.12平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜19番、設定を受ける農地が六万部地内の田1筆、459平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜20番、設定を受ける農地が六万部地内の畑2筆、合計759平米でございまして、北青柳在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、普通畑利用10年間となっております。

続きまして、40ページから42ページまで、久喜21番、設定を受ける農地が六万部地内の田21筆、畑1筆、合計1万3,773平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、久喜22番、設定を受ける農地が六万部地内の田1筆、1,018平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜23番、設定を受ける農地が所久喜地内の田5筆、畑2筆、合計4,502平米でございまして、所久喜在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、久喜24番、設定を受ける農地が六万部地内の田3筆、合計2,495平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、43ページ、久喜25番、設定を受ける農地が六万部地内の田1筆、1,699平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜26番、設定を受ける農地が六万部地内の田1筆、249平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜27番、設定を受ける農地が六万部地内の田6筆、畑2筆、合計5,256平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用ほか10年間となっております。

続きまして、43ページ、44ページ、久喜28番、設定を受ける農地が六万部地内の田7筆、合計6,554平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲7番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田2筆、合計4,908平米でございまして、菖蒲町小林

在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権の設定、水田利用6年2か月間、賃借料、反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲8番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間地内の畑1筆、651平米でございます。借手の方は、上尾市に事務所を置く法人でございます。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり3,000円となっております。

続きまして、44ページから46ページまで、栗橋3番、設定を受ける農地が小右衛門ほか地内の田32筆、畑1筆、合計4万5,273平米でございます。設定する権利が使用貸借権ほかの設定、水田利用ほか10年間ほかとなっております。

続きまして、栗橋4番、設定を受ける農地が小右衛門地内の田2筆、合計3,587平米でございます。小右衛門在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料、反当たり7,000円となっております。

続きまして、栗橋5番、設定を受ける農地が小右衛門地内の田4筆、合計2,123平米でございます。小右衛門在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり7,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から久喜8番を除く説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

久喜8番を除き、議案第167号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

次に、久喜8番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、杉田委員におかれましては暫時ご退席願います。

〔1番 杉田孝行君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明をいただきます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、25ページ、久喜の8番、設定を受ける農地が六万部地内の田3筆、合計2,484平米でございます。所久喜在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜8番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

杉田委員の入室を認めます。

〔1番 杉田孝行君着席〕

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 初めに、48ページ、農地法第4条の届出でございます。今月3件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、50ページから52ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月8件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、54ページから59ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月9件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、61ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月3件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、63ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月1件の届出を受理しております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付をさせていただいておりますA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますもので、まず右肩に数字の1と書かれているものを御覧いただければと思います。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たって、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

まず、1件目、1ページから6ページまで、加須市に事業所を置く法人となります。現在の作付面積が2万2,620アール、目標とする営農類型が水稻、麦、大豆等の複合経営でございまして、作付面積を15万6,000アールまで拡大する計画でございます。令和6年10月まで加須市で認定をされており、今後農地の借入れを進め、また制度資金を活用し

て農業用機械を導入するなどし、生産の合理化を図ることを目標にしております。

続きまして、2点目、7ページから12ページまで、北中曽根在住の方でございます。現在の作付面積が約522アール、目標とする営農類型が水稻、ソバの複合経営でございまして、作付面積2,050アールまで拡大する計画でございます。今後農地の借入れを進め、また生産方式を見直し合理化を図り、行く行くは長男と家族経営協定を結び、後継者としていくことを目標にしています。

続きまして、3件目、13ページから18ページまで、南4丁目在住の方ですが、現在の作付面積が約1,000アール、目標とする営農類型は水稻の単一経営でございまして、作付面積2,000アールまで拡大する計画でございます。今後農地の借入れを進め、また高性能な農業機械を導入するなどし、生産の合理化を図ることを目標にしております。

続きまして、表側に2番、農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますもので、右肩に2と書かれているものを御覧ください。こちらは、島川在住の方でございます。現在の作付面積が約274アール、目標とする営農類型は水稻の単一経営でございまして、作付面積320アールまで拡大する計画でございます。今後農地の借入れを進め、またドローンを活用するなど高性能な農業機械を導入し生産の合理化を図り、また行く行くはお子さんに経営を移譲することを目標にしております。

いずれの方も現在地域の中心となる担い手として活動されていることから、認定について支障がないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された4件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと存じます。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。

杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。

お手元に米の情勢ということで、資料が皆さんのところにお配りしてあると思います。これについて若干ご説明させていただきます。

米については、昨年に続き今年も高騰して、連休明けにはスーパー等では棚ががらがらであったというような状況です。平成の米騒動に次ぐ水準の高値の販売ということで、令和6年10月までの平均価格は2万3,191円ということで、これは60キロ当たりでございます。平成5年の2万3,607円に次ぐ高騰の価格ということで。現在も高止まりで動いているというような状況であるということでございます。現在、県の学校給食会で大体20年前で20万食というふうに言われていたのですけれども、若干学校給食の米も危ういというような状況であるということをお聞きしたわけでご

ざいます。

そういったお米の豆知識ということで、ここに書いてありますけれども、1杯当たり約40円ということで、ほかのものに比べれば、物価高というような状況であるわけですが、お米はいかに安いかが、ここでお分かりだと思います。ここに書いてありますように、水、ミネラルウォーターは2リットルで117円ということです。これがお米3杯分に相当するという。また、缶コーヒーも今現在、130円ぐらいですが、これで見ますと米3杯分に相当するという状況でございます。

それと、次のページはイネカメムシという状況にあるわけでございますけれども、これは春日部農林振興センターのほうから頂いたものでございます。特にこのカメムシについては、令和5年頃から県内で発生して、今年は特に東部地区において、8月末時点で約7倍が確認されたというような状況でございます。また、次年度においても発生するおそれがあるということで、今現在、稲が終わりますと、みんな土手なり、また冬の前に草刈っていないと、そこで越冬してしまうということです。そうしますと来年も同じようなことが発生するというようなことでございますので、できるだけ、県にも申し上げたのですが、そういうものを刈って燃やすなり、そういうことをしていただかないと、来年も同じようなことが言えるのではないかとお願いをしております。

それと、次のページがにじのきらめきということで、先般も農業委員が八千代町に視察に行ったわけですが、ここでも聞いたわけです。関東近辺では、埼玉、東京、神奈川を除く全県にこのにじのきらめきが入っております。このにじのきらめきについて、コシヒカリと出穂はほぼ同時ということです。短稈で作りやすいということでございます。それと、コシヒカリに比べて15%ほど多く取れるというような状況。それで、白未熟粒が少ないということと、食味が強いということでございます。この品種については、農研機構の東日本研究センターで、今の新潟県の上越市において、2018年に育成された品種でございます。これは新潟県がコシヒカリで米が多いということで、国がこれを育成されたものでございます。

次のページといたしますか裏面に、粒がコシヒカリより若干大きいかということはどうかがえると思います。そのようなことで、今後この品種も有望な品種で扱うということです。年明けの3月頃には認可が下りるだろうということでございます。それが下りると埼玉県内の各JAでも、これが栽培できるということにもなりますので、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

それと、埼玉県で令和4年に育成された「えみほころ」というのが、今日こちら持ってきたのですが、こちらから回しますので、見ていただければよろしいかと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。これについては、2年後に一般のところでも、農家でも栽培できるということでございます。食味は、今のきずな、かがやきと同等ということでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。いろいろな情報ありがとうございました。

そのほか何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時19分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年12月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 野 口 和 幸

署 名 委 員 籠 宮 信 寿